

事 務 連 絡
平成 2 3 年 3 月 2 3 日

都道府県 宅地建物取引業法 担当者 殿

国土交通省総合政策局不動産課

平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う
宅地建物取引業法の特例措置について

平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震による被災地域の災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、宅地建物取引業の免許等の有効期間の延長及び変更の届出等の不履行の場合の免責について、下記のとおり措置されたので通知する。

記

I 宅地建物取引業の免許等の有効期間の延長について

今般、「平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 2 3 年 3 月 1 3 日政令第 1 9 号。以下「特定非常災害指定政令」という。）が公布・施行され、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 8 5 号。以下「特定非常災害特別措置法」という。）第 2 条第 1 項の特定非常災害として、平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震による災害が指定され、同法第 3 条の特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置が指定された。これを受け、同条第 2 項の規定に基づく同年 3 月 2 3 日付け国土交通省告示第 2 9 8 号【別紙参照】により具体的な特定権利利益、対象者、延長後の満了日を指定し、以下の措置が講じられることとなった。

○特定被災地域内に主たる事務所等を有する者に係る以下のものについて、平成 2 3 年 8 月 3 1 日まで有効期間が延長されることとなる。

- ・宅地建物取引業の免許
- ・宅地建物取引主任者証

なお、上記の延長措置のほか、行政庁は、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

Ⅱ 宅地建物取引業者の変更の届出等の不履行の場合の免責について

特定非常災害指定政令において、特定非常災害特別措置法第4条の特定義務の不履行についての免責に関する措置が指定され、免責期限が定められたことから、宅地建物取引業者の変更の届出等、履行期限が設けられているものについて、宅地建物取引業者等が東北地方太平洋沖地震により当該期限までに義務の履行ができなかったと認められるときは、平成23年6月30日までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任は問われないこととなった。